

施設入所中または里親委託中の方向け

平成30年度
石川県児童養護施設退所者等自立支援資金貸与
～ 募集案内 ～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 概要

- (1) この事業は、児童養護施設等を退所する方（里親等の委託を解除される方を含む）が、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を図ることができるよう支援する貸付事業です。
- (2) この自立支援資金は、無利子でお貸しする貸付金です。
※ 給付型ではありません。
- (3) 就職した日から2年間就業すると、自立支援資金の返還が免除されます。
- (4) 資格を取得する見込みがなくなった場合や、返還免除の要件を満たせなくなった場合は、お貸しした自立支援資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。
- (5) 自立支援資金を借り受けた場合は、資格取得の届出を行い、返還免除になるまでの勤務状況を、石川県社会福祉協議会（以下「県社協」）に、定期的に報告する必要があります。

2 対象者

次の①～②のすべてに該当していることが必要です。

- ① 児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の方
- ② 就職に必要な資格の取得を希望する方

3 貸与の内容

(1) 貸与額

資金の種類	貸与金額
資格取得支援費	就職に必要な資格取得に要する費用の実費（上限 250,000 円） 児童入所施設措置費等国庫負担金による特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁されている場合は、加算費を控除した額を実費とします。

(2) 利子 無利子

(3) 貸与方法 口座振込（一括）

4 法定代理人の同意

親権者等の法定代理人の同意が必要です。

5 連帯保証人

1名必要です。要件は次のとおりです。

- ① 成年の方
- ② 返還債務を負担する資力のある方
- ③ 原則として県内に住所を有する方

※ 申請者が未成年の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。法定代理人に資力がない場合は、別に連帯保証人を立てる必要があります。

例外

やむを得ない事情があり、法定代理人の同意が得られない場合や、連帯保証人を立てられない場合は、別途ご相談ください。

自立支援資金の貸付によって、申請者の自立が見込まれる場合は、児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第2号様式）などにより、法定代理人の同意の代わりとすることや、連帯保証人を立てずに申請できる場合があります。

6 免除と返還

(1) 免除について

就職した日から、週20時間以上の就業を2年間継続する必要があります。

(2) 返還について

資格を取得する見込みがなくなった場合はお貸しした自立支援資金は返還となります。

また、(1)の要件を満たせない場合も、返還となります。

7 申請期間

平成30年2月28日(水)～3月20日(火)

※ この期間内に、児童養護施設(里親委託の場合は児童相談所)を経由して 県社協に申請してください。

8 申請について

(1) 貸与を希望する方(申請者)は、児童養護施設等(里親委託の場合は児童相談所)に申し出てください。

(2) ①～⑨の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、児童養護施設に提出してください。

① 貸与申請書(第1号様式)

② 住民票(申請者及び連帯保証人のもの)

③ 戸籍謄本(申請者のもの)

④ 児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書(第2号様式)

⑤ 個人情報の取扱同意書(第3号様式)

⑥ 就職に必要な資格取得に要する費用がわかる見積書等

⑦ 資格取得等特別加算の額を確認できる書類

⑧ 連帯保証人の所得を確認できる書類(所得証明書または源泉徴収票の写し)

⑨ 連帯保証に対する親族等の回答(第5号様式)

※ 祖父母、父母、兄弟(姉妹)、配偶者(婚姻の相手)のうち、成人の者の連帯保証人を立てられない場合に限る

9 申請から返還免除までの流れ

- ① 申請者は、児童養護施設等（里親委託の場合は児童相談所）に申請書類を提出します。
- ② 県社協は、児童養護施設等（里親委託の場合は児童相談所）を經由して提出された書類に基づき、審査します。
- ③ 貸与を決定した場合は、申請者は借用書を提出します（この契約により申請者は借受人となります）
 - ※ 借受人が成人の場合は、実印と印鑑登録証明書が必要です。（未成年は認印でもかまいません）
 - 法定代理人および連帯保証人は、実印と印鑑登録証明書が必要です。
- ④ 県社協は、借受人に自立支援資金を振り込みます。
 - ※ 書類の手続きのため、申請から振込まで2ヵ月程度かかります。
- ⑤ 借受人は、施設入所中（里親委託中）に、貸付を申請した資格を取得し、県社協に届け出ます。
- ⑥ 借受人は、施設退所後（委託解除後）就業したことを県社協に届け出ます。
- ⑦ 返還が免除になるまで、毎年度、県社協は、借受人の就業状況を確認します。借受人は、就業先から証明を受けた書類を、県社協に提出します。
- ⑧ 借受人は2年間継続して就業した場合は、県社協に返還免除を届け出ます。
- ⑨ 県社協は、返還免除の届出を審査し、承認した時は、借受人の返還を免除します。

10 申請・お問い合わせ

石川県社会福祉協議会 地域福祉課／担当：山口、八戸
〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号
TEL 076-224-1212／FAX 076-222-8900